

②広域連携等の推進

周辺自治体等と連携して、大気や水などの環境に係る広域的な課題解決に向けた取組や普及啓発等を推進します。また、国や周辺自治体と連携し、流域の住民の環境への関心を高める取組を実施するなど、協働・連携による取組を進めます。

1 他自治体連携による取組

(1) VOC 対策（Ⅱ-2-②-1 関係）

光化学オキシダントや微小粒子状物質等の原因物質の一つとされている揮発性有機化合物（VOC）のさらなる削減に向けて、九都県市大気保全専門部会や、神奈川県、横浜市及び本市で構成する神奈川県公害防止推進協議会において、近隣自治体と連携して、揮発性有機化合物の排出抑制に関する取組を実施しています。

令和5（2023）年度は、揮発性有機化合物について、近隣自治体と連携及び市独自で光化学オキシダント高濃度時に実態調査を行いました。また、揮発性有機化合物の排出削減の周知のため、九都県市で連携し、市民等に自主的な排出抑制を促す動画を作成するとともに、燃料蒸発ガス（ガソリンベーパー）回収機能を有する計量機の導入を促すための啓発活動を実施しました。また、神奈川県公害防止推進協議会において、事業者向けVOC排出抑制対策講演会を開催するなど、自主的な排出削減に向けた支援を行いました。

(2) 自動車対策（Ⅱ-2-②-1 関係）

本市の地理的な条件から、自動車環境対策の推進に当たっては、周辺自治体との連携と協調が極めて重要です。このような観点から、九都県市大気保全専門部会、神奈川県公害防止推進協議会・自動車交通公害対策検討部会並びに東京都、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市及び本市にて構成する六大都市自動車技術評価委員会において、自動車環境対策について広域的に連携した取組を行っています。また、事業者、市民、関係団体及び関係行政機関で構成するかわさき自動車環境対策推進協議会では、産業道路クリーンライン化事業を始めとした各種取組を実施しています。

ア 九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会での取組

大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の削減に係る自動車排出ガス規制及び自動車交通量対策等について、広域的に連携した取組を行っています。

令和5（2023）年度の主な取組は、次のとおりです。

(ア) 九都県市低公害車指定制度

九都県市では、自動車から排出される窒素酸化物等を削減するため、窒素酸化物等の排出量が少なく、燃費性能に優れた自動車を九都県市指定低公害車として指定し、その普及促進を図っています。令和6（2024）年3月末現在、2,818型式（選考審査分）を指定低公害車として指定しています。

(イ) 九都県市粒子状物質減少装置指定制度

九都県市では、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県条例に定める排出ガス基準に適合させるために必要なPM減少装置を共同して指定しています。

指定装置には、ディーゼルエンジンの排出ガス中に含まれるPMを、フィルターにより捕集し燃焼等により除去する「DPF」と白金等の触媒酸化作用で除去する「酸化触媒」があります。

平成14(2002)年6月からこの指定制度の運用を開始、これまでに学識経験者らによる粒子状物質減少装置指定審査会を開催し、令和6(2024)年3月末現在、DPFについては19社42型式、酸化触媒については13社38型式を指定しています。

(ウ) ディーゼル車対策事業

九都県市では、10月をディーゼル車対策の強化月間と位置付け、条例に基づく車両検査を連携して実施するとともに、サービスエリアでディーゼル車運行規制の周知活動を行いました。また、リーフレット、ポスター、デジタルサイネージ等による啓発・広報等を実施しました。

イ 神奈川県公害防止推進協議会・自動車交通公害対策検討部会での取組

神奈川県公害防止推進協議会において、自動車環境対策の推進に係る定期的な協議、情報交換を行い、緊密な連携を図っています。令和5(2023)年度は、民間自動車メーカーの工場において、EVの開発技術、カーボンニュートラルに関する取組等に関する研修を受講したほか、路線バスへのエコドライブに関する啓発物の掲示等による普及啓発を実施しました。

ウ 六大都市自動車技術評価委員会での取組

大都市における自動車に起因する排出ガス、騒音・振動等に対して、六都市が協力して自動車環境に係る対策事業や自動車環境低減技術、低公害車の開発等に係る調査・研究及び情報交換を行うため、技術評価委員会を令和6(2024)年2月に開催しました。

エ かわさき自動車環境対策推進協議会での取組

産業道路沿道の大気環境改善を目的として、市及び民間バス事業者が連携し、産業道路及びその周辺において、低公害バス及び低公害小型ごみ収集車を優先使用する「産業道路クリーンライン化事業」を平成26(2014)年度から実施しています。また、特に大気汚染物質の濃度が高くなる冬季(11月から翌年2月の間)には、市内事業者等と連携して低公害車の優先配車やエコドライブの推進、公共交通機関の積極的利用等に取り組む「産業道路クリーンライン化キャンペーン」を実施しています。

オ その他の取組

(ア) 環境レーンの導入

国土交通省関東地方整備局、神奈川県警察及び首都高速道路株式会社と協力し、川崎市南部地域の大気環境改善に向けて、川崎市域の産業道路において、歩道寄りの車線を沿道環境に配慮する車線とする「環境レーン」を平成26(2014)年3月から導入し、大型車は中央寄りの車線を通行するように呼びかけています。



環境レーンの概要

【関連する取組】

交通の事業者等連携：自動車対策（Ⅱ-2-②-7 関係）